

京都市上下水道局告示第3号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年 4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目3番地の12

谷口管工

代表者 谷口 淳之

2 廃止年月日

平成30年 4月11日

(上下水道局水道部水道管路課)